

地域おこし協力隊活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が、地域おこし協力隊活動支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 本市地域おこし協力隊を活用し首都圏でのイベントに出展することで、地域おこし協力隊の取組の発信及び既存コンテンツを含めた販売プロモーションを通じて、観光客や交流人口の増加を目的とする。
- (2) 業務名 地域おこし協力隊活動支援業務委託
- (3) 業務内容 地域おこし協力隊活動支援業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和8年1月30日まで
- (5) 提案上限金額 ￥453,750 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

3 スケジュール

公告	令和7年7月1日（火）
質問受付締切	令和7年7月8日（火） 午後5時15分まで

質問回答	令和 7 年 7 月 11 日（金）
参加申込書等受付締切	令和 7 年 7 月 18 日（金） 午後 5 時 15 分まで
資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 22 日（火）
書面審査	令和 7 年 7 月 23 日（水）から 7 月 29 日（火）まで
結果通知	令和 7 年 7 月 31 日（木）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和 7 年 8 月上旬（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 7 月 8 日（火） 午後 5 時 15 分（必着）
- (2) 提出方法：質問書に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には本業務名称及び「質問書」と記載すること。
 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。
- (3) 送付先は、「10 担当部局」とする。
- (4) 回 答 日：令和 7 年 7 月 11 日（金）
- (5) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書

イ 企画提案書 ※提案は、1 社につき 1 案とする。

企画提案書は「地域おこし協力隊活動支援業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり作成する。

- (ア) 企画提案書は任意様式とし、A 4 版（縦・横問わず）で表紙及び目次を含め 10 ページ以内で作成する。資料の作成上 A 3 版とした方が確認しやすい場合は、A 3 版の利用を認める。なお、A 3 版とした場合は、A 4 版の 2 ページ分としてカウントする。

(イ) 提出部数

6 部（全て法人名を表記したもの 1 部、法人名を表記しないもの 5 部）

(ロ) 企画提案書の記載内容

事業の実施に関する提案について具体的に記載し、見やすく分かり易いものとなるよう配慮し作成すること。

なお、事業費上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

ウ 業務実績表

過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。

エ 印鑑証明書

オ 参考見積書（任意様式にて1部）

カ 履歴事項全部証明書（法人のみ） ※発行日から3か月以内のもので、最新の登録事項を確認できるもの。

キ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ク 委任状

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(2) 提出期限：令和7年7月18日（金） 午後5時15分（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参にて観光政策課に提出とする。持参の場合は、郡山市の休日定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。結果については、令和7年7月22日（火）までに書面により通知する。

(2) 書類審査

実施期間 令和7年7月23日（水）から7月29日（火）まで

本業務に係るプロポーザル選定委員会において、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

契約候補者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査の結果は郡山市ウェブサイトで公表する。

7 選定基準

提出された企画提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 提案内容の的確性（15点）

(2) 提案内容の独創性（10点）

(3) 提案内容の実現性（10点）

(4) 参考見積（5点）

(5) 業務実施体制（5点）

(6) 業務実績（5点）

※参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

※企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満となった場合は、不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても同様の取り扱いとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

9 契約条件

(1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 発注者は契約にあたり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。

(4) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課観光デザイン係

電話番号：024-924-2621

F A X 番号：024－924－0059

E-mail：kankou@city.koriyama.lg.jp

11 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。